

## 平成27年8月 全員協議会

平成27年8月5日（水曜日）

高野 光二 議員（ふくしま未来ネットワーク）



### ※ [8月5日の全員協議会について](#)

高野光二議員

ふくしま未来ネットワークの高野光二である。

自民党、吉田栄光議員の福島第二原発廃炉に係る質問に対する廣瀬社長の答弁は、福島県議会としては非常に許しがたい。原子力発電所事故の被害により、我が県は非常に多大な被害を受けた。その県民を代表する県議会での決議を一行でも一個でも盛り込んでいないのは、東京電力（株）の体質そのものだと思う。時間があれば最後にこのことについて触れたい。

まずは、民主・県民連合の坂本栄司議員の質問と若干重複するが、2月のK排水路の汚染水が漏れた事実関係は、東京電力（株）では数カ月、あるいは半年以上前から高濃度の汚染水が流れ込んでいた事実をデータ上知っていたにもかかわらず、それを改善することなくそのまま放置していた。このことが問題だと思うが、この認識について聞く。

東京電力（株）代表執行役社長

K排水路のデータ公開については、本当に申しわけない。少し説明をすると、1年以上前になるが、原子力規制庁の委員会において、排水路に流れ込む水について何とかしなければならぬということで、毎月1回程度開かれる会議の中で排水路に流れる汚染水に関するデータを公開していた。そうした中で、昨年3月の委員会、1年かけて何とかここをきれいにする指示を原子力規制庁から受けた。

全くの言いわけになってしまうが、そこで頭のモードが現場も含めて1年かけてきれいにすることに切りかわってしまったことがいけなかった。それ以降もデータはとっていたが、どうやったら減らせるのかをずっとやってきた。歩道を舗装して、いろいろなところから流れてきてしまうので、まずはそこをきれいにしようと、さまざまやってきた。11月末ごろになって、雨が降ると数値が高くなる傾向も見えてきて、いろいろなところを探したところ、2号機原子炉建屋大物搬入口の屋上に雨水がたまっており、その雨水が爆発当時に落ちたものを拾って、雨どいを通りK排水路に流れていることがわかった。

そのため、ここを何とかしないと雨が降ると雨どいを通り流れてしまうことがわかり、それを規制庁に報告して、まずはここを何とかしようとなったのが一連の経緯である。

2号機原子炉建屋大物搬入口の屋上に汚れたたまり水があるとわかったのが、ちょうど約束の1年のタイミングであったため、その際にこれまでのデータを全て公開したところ、4月以降のデータ公開は初めてではないか、となった。これも言いわけになってしまうが、もとより委員会に公開していたデータであり、もちろん隠すつもりはなかった。

ただ、その間に、排水路から海に流れてしまうことに対する感度が鈍かったというか、データをとっていたこともわかっていたのにそれらを忘れていた。余りにも残念なことではあるが、1年かけて一生懸命少なくすることをしていたのが実情である。

そのため、データについてよいか悪いかは関係なく公開することとし、ことし4月から全量データ公開を始めたものである。

高野光二議員

K排水路を通じた雨水の外洋への流出問題に係る東京電力（株）の説明は、そのような内容になるのだろう。

しかしながら、このことによって、県民の信頼をなくし、そして、マスコミを通じて広く報道されることによって、また同じような事故を起こしたのか、という被害のほうがもっと大きい。

信頼関係を考えればすぐに対処する、あるいはこのことについての真摯な情報公開は大変重要であるので、信頼関係をもう一度取り戻す意味でも、今社長が述べたことにしっかり取り組んでもらいたいが、担当である増田常務、一言あるか。

東京電力（株）常務執行役

高野議員指摘のとおり、私自身もそういったところに思いが至らなかったと思っている。

信頼してもらうのが一番だが、信頼はすぐには築くことができないので、着実に毎日正しいことをやりながらわかってもらうことが大事だと思っている。

福島第一廃炉推進カンパニーを中心に、県民に信頼してもらえるような仕事を徹底して、しっかりやっていきたい。

高野光二議員

安倍総理が2020年のオリンピック・パラリンピックを招致した際に、福島第一原発はコントロールされていると話をした。

先ほどの社長の話にも、汚染水や廃炉に向けて、ある一定程度そのような雰囲気の話が出ていたが、どういう状況をもってコントロールされていると言えるのか。安倍総理の見解と社長の見解は違うかもしれないが、社長の立場で、国民なり世界に発信できる「コントロールされて安全だ」と言える状況について説明願う。

東京電力（株）代表執行役社長

安倍総理は、「外洋に影響を与えることはないのでアンダーコントロールだ」と発言されたとは承知しており、まさにその点については、全く同意見である。

一方、発電所を預かる者として、もう少し細かいレベルでいろいろなことをしていかなければならない状況ではある。これは増田にも発言させてほしい。

今まではなかなか地下水がどう流れているのかわからないこともあり、全体を把握して水の一滴一滴を管理することをまだまだやっっていかなければならない部分もある。また、外洋への影響という点ではモニタリング等を含めて、どういう状況になっているか、しっかり見ていく。

一方、どんなことをしていかなければならないのかについては、少しずつ進んでいると思っているが、図面の管理なども含めてしっかりやっていくことによって、よりきちんと管理ができていくと思っている。

高野光二議員

廃炉、あるいは、まだ残っている燃料棒を安全に抜き取ることについては触れていないが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

これから、ロードマップを中心に30～40年と言われる長い道のりをやっっていかなければならない。まずは、燃料デブリがどうなっているかを確認するためのロボットを開発する。すぐ手前の段階も含めて、まだまだやっっていかなければならない。どういうリスクが存在するかについても、100%全部把握した上で進めることができないかもしれない。そして外に影響を及ぼすことはもちろん避けなければならないが、中に入っていくにしても、とにかく一つ一つ計画を練って、

被曝の対策等も含めて、作業員の危険性、特に被曝のリスク等についてはシミュレーションや解析をし、十分な安全対策をとった上で、時間が少しかかるかもしれないが、安全優先でしっかりと着実にやっていくことが一番大事だと思っている。

一度事故が起きてしまうと、その間、作業を全部とめたり、総点検を実施したりと、結果的にスケジュールもおくれてしまうことを身にしみて感じているので、それについてはしっかりと安全対策をとってやっていかなければならない。

高野光二議員

再臨界の可能性は全くゼロだという認識でよいか。

東京電力（株）常務執行役

ゼロとは言えないが、再臨界の可能性は非常に低いと思っている。原子力発電所の場合、臨界しやすいように原子炉燃料棒を並べたり水の流れをつくったりするが、今は溶け落ちた燃料なので、そういう臨界するようなことにはなりにくい。

もし、一度どこかで小さい臨界が起こったとしてもすぐに形状が変わるので、維持するのは難しいが、臨界が続いたときにどうするかしっかりと対応ができる、あるいは臨海したことがわかるように監視をしながら仕事を進めていく必要がある。

高野光二議員

可能性は低いけどゼロではないとのことである。ここが非常に重要である。また同じように避難する状況になっては困るので、十分な対策を願う。

次に賠償について聞く。吉田栄光議員からの質問に対して、農業の逸失利益となる賠償についても、ある程度説明があった。また、自民党の第5次提言にも一定程度、営業損害の部分が盛り込まれた。

農業の逸失利益についての賠償は、平成28年12月までとされているが、その後は、損害があれば認められるという認識でよいか。

東京電力（株）代表執行役社長

繰り返しになるが、まずはそこまでに何とか損害を少なくして減らしていくことを国も含めてやっていくと認識している。もちろん、それで全部なくなるか今の段階では誰も述べることはできないが、損害が残っていれば、それは当然賠償になると考えている。

高野光二議員

賠償で自分の生計を将来にわたって立て直すということではなく、自分のふるさとを何とか復興させたい、もとのふるさとに戻したいという住民はたくさんいる。

そのための努力をしている中で、なかなかもとのような営農形態にならない、あるいは産業がなかなか思うように進まないという実態があるので、今社長が述べたことが間違いなく実施されると理解したい。

その上で、手続が非常に煩雑な部分があると聞いている。もう少し損害を認める手続を簡単な方法にすべきだと思うが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

手続の簡素化という被災者の負担軽減については、6月7日の原子力損害対策協議会で知事からも指摘を受けた。我々もできる限りその方向で努力していかなければならない。これまでの4～5年間、賠償を継続してきた実績も踏まえて、我々にもそれなりのノウハウが蓄積されているので、必要となるものをなるべく少なくし、被災者の負担にならないよう、

引き続き努力していきたい。

高野光二議員

精神的損害賠償については一定程度の方向性が示され、一つの形ができたと理解している。

あわせて、今、地域の中では精神的な賠償の中に、ふるさとを喪失した損害、地域コミュニティが失われた損害について賠償すべきだという議論がある。東京電力（株）はこれまで、それは精神的な賠償の中に含まれていると回答しているが、私は全く異質なものと理解している。そのことについてどう考えるか。まずは、損害担当に聞く。

東京電力（株）福島復興本社福島原子力補償相談室長

なかなか難しい問題である。我々としては精神的損害の中に、そういったふるさと喪失も含まれていると考えているが、現実問題として幾つもの裁判で争われていることもあり、その中でいろいろ話を聞きながら、こちらの考えも主張し、今後について考えていきたい。現在のところは、この答弁で理解願う。

高野光二議員

これは難しい話ではない。精神的賠償とふるさと喪失は違う。自分の住んでいたふるさとの祭りや隣近所が仲よく生活していたそういうコミュニティがなくなってしまったのだから、明らかに精神的なものとは違う。社長はどう考えるか。

東京電力（株）代表執行役社長

高野議員指摘の件は私も理解するが、賠償であるので、それを一体幾らで、どうやるかという話になる。

それについては、これまでずっと紛争審査会、あるいはADR、裁判もそうであるが、なかなか我々としてこれは幾らだ、これはこのぐらいだと決めていくことは、非常に難しいことであり、今の段階では、そこについて何も示されていないので、現在の賠償方針に基づいてやっている。先ほど、原子力補償相談室長も述べたように幾つか訴訟も提起されているので、いずれそうした内容について判断基準が示されれば、我々としてもその判断基準を参考にしなければならないと思っている。今の段階では、我々側から示していくことは難しい。

高野光二議員

社長の答弁を聞いていると、一定程度は理解してくれていると思う。最終的には法廷であったり、ADRの和解ステージであったり、いろいろな形で示されることになると思うが、ぜひとも、被害者の切なる精神的損害の疑問点として捉えてもらい、今後の対応を願う。

最後に、冒頭に述べた福島第二原発の廃炉に係る見解も含めて、県議会に対する、この全員協議会の場でのもう少し真摯な姿勢が社長には必要だと思う。最後に一言、聞きたい。

東京電力（株）代表執行役社長

もちろん福島県議会の決議を軽視するつもりはなく、59市町村の決議も理解している。そうしたものも含めて、しっかりと対応をしていかなければならないと考えており、最後には我々がしっかりと判断をしていかなければならないと考えている。